

学校いじめ防止基本方針

鹿沼市立菊沢西小学校

1 いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

(1) 解消に取り組むいじめとは

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と規定されおり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形成的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

(2) いじめ解消の基本的な方針と取組

現在は、いじめが原因と見られる自殺や不登校などの問題が相次いでおり、基本的人権の侵害である「いじめ」には、全職員が一致協力して「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。そこで、いじめが発生した場合には、次のような組織で基本的な解決を目指すものである。

2 いじめ・不登校対策委員会

(目的)

第1条 従来組織され、校務分掌に位置づけられていた「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、いじめ防止対策推進法の主旨に沿い、機能的に活動し「いじめの起こらない学校作り」に向け様々な教育活動を通した未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には解決に向け組織的に対応する。

(構成)

第2条 校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、保健主事、養護教諭、教育相談、特別支援教育コーディネーター、担任、スクールサポーター（外部人材）等をもって構成する。

(開催)

第3条 前・後期にそれぞれ1回を原則とするが、必要に応じて臨時に開催することができる。

(会議事項)

第4条

(1) いじめの未然防止と早期発見対策の検討

① 未然防止対策

- ア いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- イ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ウ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と分析共有
- エ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- オ 校内研修会の企画、立案
- カ 要配慮児童への支援方針決定
- キ 校内対策のチェック及びチェックに基づいた改善

② 早期発見対策

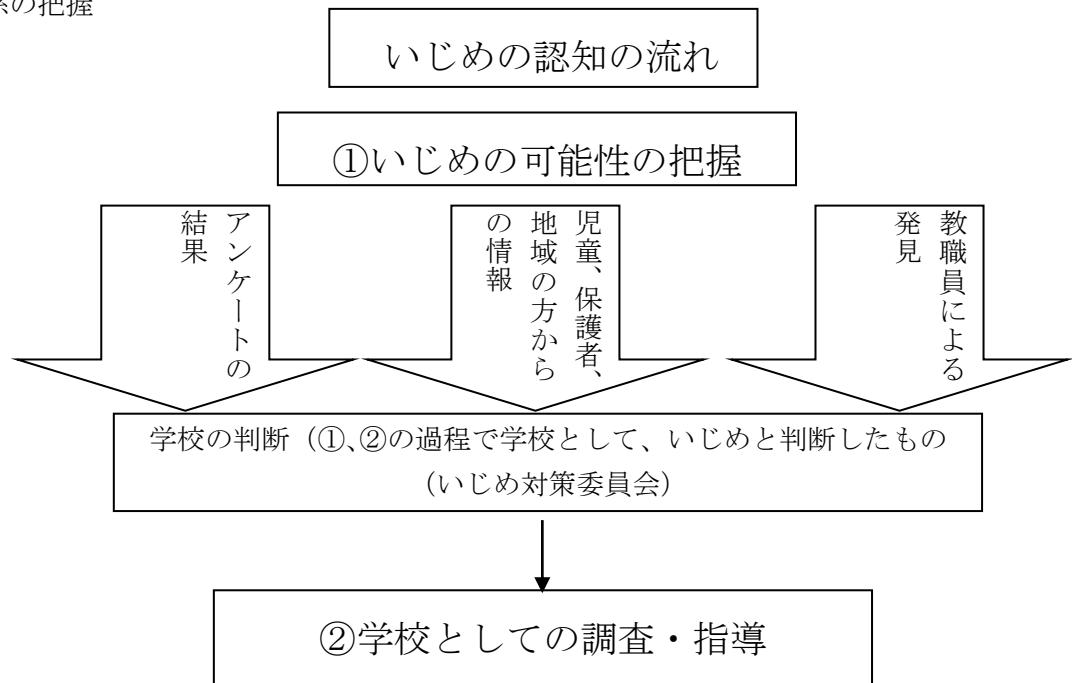
- ア いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- イ 情報交換による児童の状況の共有

(2) 保護者や地域諸団体への連絡と指導、助言及び援助の要請

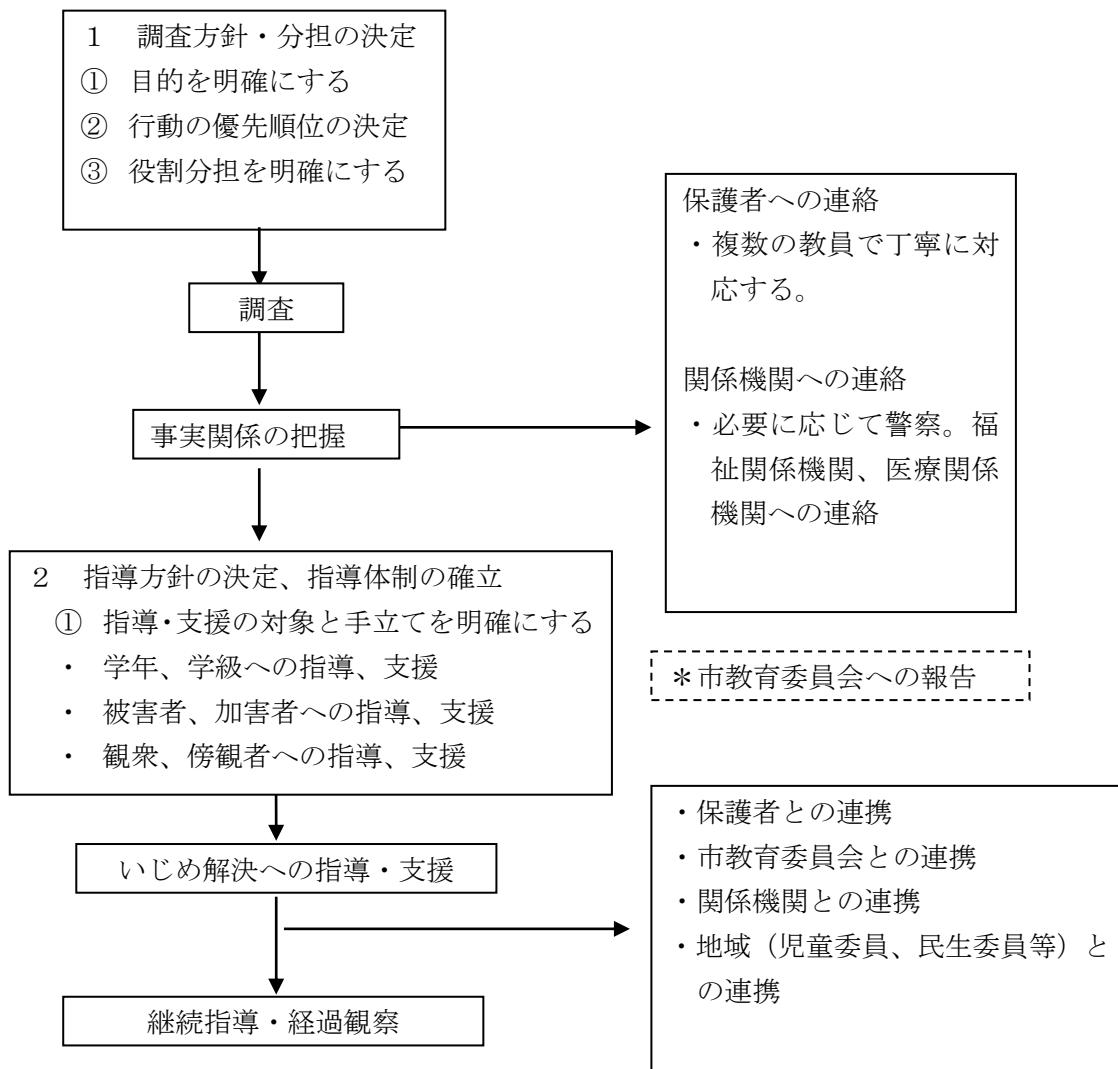
(3) いじめが発生した場合の対策や関係者への指導助言

(4) いじめ認知時の対応に係るいじめ対策委員会

① 事実関係の把握



② 対応の流れ



3 学校におけるいじめ防止等に関する具体化

(1) いじめの防止（別表1 参照）

① 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

- ・特別の教科道徳の時間を要として、道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。
- ・人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

※「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例集(平成25年3月)の活用

③ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童会・生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童生徒同士で悩みを相談し合うなど、児童生徒の主体的な活動を推進する。

④ 人権教育の充実

- ・児童生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかりと指導する。
- ・自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・学校、家庭、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、ともに学ぶ機会を設定したりする。

※ いじめに特化するのではなく、情報モラル教室や保護者懇談会等を活用し、その中でいじめ問題を盛り込む。また、PTA活動に盛り込んで実施していく。

⑥ 情報モラル教育の実践

- ・道徳の時間や特別活動、さらに各教科において情報モラル教育を実践する。
「GIGA ワークブックとちぎ」(栃木県総合教育センター)の活用を図る。
- ・児童生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
ア 揭示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
イ SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。

ウ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。

- ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

⑦ 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- ・いじめに関するチェックリストを活用し、自己の取組や指導体制の改善を図る。

(2) 早期発見

① 児童生徒の見守り・信頼関係の構築

- ・ 児童生徒の些細な変化に気づくこと。
 - ア 気分不快、頭痛、腹痛など訴える頻度の高い児童
 - イ 度々職員室や保健室へ出入りする児童
 - ウ 他の児童のやりたがらないようなことを進んでやろうとする児童
 - エ 担任から離れようとしない児童
 - オ まわりを気にするような視線や目配りを感じる児童
 - カ 授業中、集中して名前を出される児童（あだ名なども含む）
 - キ 発表するときに冷やかされることが多い児童
 - ク 通学班から離れ、一人で登校することが多い児童
 - ケ 菓子や金銭をおごるようなことが多い児童
 - コ カバンや荷物を持たされることが多い児童
- ・ 児童生徒との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。

② 情報交換による共有

- ・ 学年初めの配慮児童共通理解を丁寧に行い、児童の家庭環境や生育歴など、基本的な情報を全職員で共有する。
- ・ 毎週月曜日の放課後の学級担任連絡会の前、児童情報交換を行い、気になる児童生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ・ スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

③ アンケートの実施

- ・ 児童生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。

④ 教育相談の充実

- ・ 教育相談週間を年に2回設定する。
- ・ 児童生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ・ 学校における教育相談について、保護者の理解を図るとともに、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

⑤ 家庭との連携

- ・ 保護者には家庭においても児童生徒の些細な変化があった場合には、学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう呼びかけておく。
- ・ 学級通信による啓発や、家庭への連絡等日頃より家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

(3) いじめに対する措置

※「いじめ対応マニュアル」の見直し

① いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）による調査

- ・ いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある児童生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市および県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

② 保護者への報告

- ・ いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ いじめられている児童生徒及び保護者への支援

- ・ いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

- ・ いじめを解決する方法については、いじめられた児童生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ④ いじめた児童生徒への指導及び保護者への助言
- ・ いじめた児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - ・ いじめた児童生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。
- ⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- ・ いじめの問題について話し合わせるなど、児童生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度をいき渡らせるようにする。
 - ・ はやし立てたりする行為はいじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - ・ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。
- ⑥ ネットいじめへの対応
- ・ ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - ・ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ 警察との連携
- ・ 認知されたいじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

4 重大事態への対応（別表2 参照）

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- (4) いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

5 評価・改善

- ・ 各種調査（学力検査、学校生活アンケート、Q-U）や、国・県の動向、社会状況を踏まえ、学校評価にてチェックを行う。
- ・ 年度末に次年度の基本方針について検討し、新年度に立案する。

別表 1

いじめ未然防止対応図

いじめの未然防止・早期発見を目指す日常の取組

管理職

- いじめを許さない姿勢の徹底
- 学校方針の提示
- 保護者・地域との連携
- 風通しのよい学校環境作り



未然防止

◎少人数学校の良さ（豊かな人間関係・自己有用感）を生かした教育活動の推進

- 学業指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組める授業づくり
- 道徳教育の充実
- 特別活動の充実
- 人権教育の充実
- 保護者・地域との連携
- 情報モラル教育の実践

早期発見

◎情報収集

- 児童観察
- 児童からの相談
- 家庭との連携
- アンケートの実施
- 教育相談の実施、充実
- 個人懇談の充実

◎ 情報共有

- 打合せ、職員会議での情報交換
- 校内研修による配慮児童の実態把握
- 放課後の職員室での情報交換

別表2
重大事態への対応図

